

議案第 74 号

松阪市観光情報センター条例の一部改正について

松阪市観光情報センター条例（平成 17 年松阪市条例第 173 号）の一部を次のように改正する。

平成 30 年 6 月 19 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市観光情報センター条例の一部を改正する条例

松阪市観光情報センター条例（平成 17 年松阪市条例第 173 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

松阪駅観光情報センター条例

第 1 条及び第 2 条中「松阪市観光情報センター」を「松阪駅観光情報センター」に改める。

附 則

この条例は、豪商のまち松阪観光情報センター条例（平成 30 年松阪市条例第●号）の施行の日から施行する。